

京都市環境影響評価等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 99 号

京都市環境影響評価等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市環境影響評価等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

目次中

「 第1章 総則 (第1条・第2条)

を

「 第1章 総則 (第1条・第2条

第2章 方法書の作成前の手続

)
に, 「第2章」を「第3章」に, 「第3条～第5条」を「第9条
(第3条～第8条)

「第13条」に, 「第3章」を「第4章」に, 「第6条～第13条」を「第14条～第22条」に, 「第4章」を「第5章」に, 「第14条・第15条」を「第23条～第25条」に, 「第5章」を「第6章」に, 「第16条」を「第26条」に, 「第6章」を「第7章」に, 「第17条～第20条」を「第27条～第32条」に, 「第7章」を「第8章」に, 「第21条・第22条」を「第33条～第45条」に, 「第8章」を「第9章」に, 「第23条～第28条」を「第46条～第51条」に, 「第9章」を「第10章」に, 「第29条～第31条」を「第52条～第54条」に改める。

第2条中「第2条第2号」を「第2条第1項第2号」に, 「右欄」を「中欄」に改め, 同条に次の2項を加える。

2 条例第2条第1項第3号に規定する別に定めるものは, 別表第1の左欄に掲げる事業の区分に応じ, それぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当する一の事業(同表の中欄に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。)とする。

3 条例第2条第1項第3号に規定する別に定める地域は, その区域内で事業を実施することにより本市の生物の多様性の保全に著しい支障が生じるおそれのある地域として, 市長が定めて告示する地域とする。

第31条を第54条とする。

第30条第1項中「一」を「いずれか」に改め、同条第2項中「の事業」の右に「及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第7項各号に掲げる行為（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第38条各号に掲げる行為に該当するものを除く。）を伴う事業」を加え、同条を第53条とする。

第29条中「第44条第2項」を「第55条第2項及び第64条第2項」に改め、同条を第52条とする。

第9章を第10章とする。

第8章中第28条を第51条とし、第25条から第27条までを23条ずつ繰り下げる。

第24条第3項中「過半数」の右に「（配慮書案についての市長の意見の陳述に関する会議にあっては、委員の3分の1以上）」を加え、同条を第47条とする。

第23条を第46条とする。

第8章を第9章とする。

第22条を削る。

第21条中「第37条」を「第46条」に、「事前配慮」を「計画段階環境配慮」に改め、同条を第33条とし、第7章中同条の次に次の12条を加える。

（第一種事業等に係る方法書の作成前の手続等に関する規定の準用）

第34条 第2章及び前条の規定は、第一種事業及び第二種事業について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げるこの規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条各号列記以外の部分	条例第9条第1項	条例第47条において準用する条例（以下「準用条例」という。）第9条第1項
第3条第1号	事業者	事業者（第一種事業又は第二種事業（以下「第一種事業等」という。）を実施しようとし、又は実施している者（委託に係る第一種事業等にあつては、その委託をしようとし、又はその委託をしている者）をいう。以下同じ。）
第3条第2号	対象事業	第一種事業等
第3条第3号	事業実施想定区域	事業者が第一種事業等に係る計画の立案

		段階において，1又は2以上の当該第一種事業等の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」という。）
第3条第6号	条例第11条第1項	準用条例第11条第1項
第4条各号列記以外の部分	条例第9条第1項	準用条例第9条第1項
第5条第1項各号列記以外の部分	条例第10条第1項	条例第47条において読み替えて準用する条例第10条第1項
第5条第1項第3号	条例第9条第1項	準用条例第9条第1項
	第1類事業者	事業者
第5条第2項	条例第10条第2項	条例第47条において読み替えて準用する条例第10条第2項
	対象事業	第一種事業等
第6条各号列記以外の部分	条例第13条第3項	準用条例第13条第3項
第6条第2号	条例第13条第1項	準用条例第13条第1項
第7条各号列記以外の部分	条例第15条第1項	準用条例第15条第1項
第8条各号列記以外の部分	条例第15条第1項	準用条例第15条第1項
第33条	条例第46条	条例第47条において読み替えて準用する条例第46条
	対象事業	第一種事業等
	及び環境影響評価その他の手続を経る	その他の手続を行う

(法対象事業に係る方法書についての市長の意見の縦覧に係る公告)

第35条 条例第48条に規定する別に定める事項は，次に掲げるものとする。

- (1) 法対象事業に係る事業者（以下「法対象事業者」という。）の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 法対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 法対象事業が実施されるべき区域
- (4) 条例第48条に規定する書面の縦覧の場所、期間及び時間
- (5) 条例第48条に規定する書面の内容が掲載されるホームページのホームページアドレス

(インターネットを利用した法対象事業に係る市長意見等の公表)

第36条 市長は、条例第48条に規定する書面をインターネットを利用して公表するときは、法対象事業者の協力を得て、法第7条の規定により公表された方法書及び要約書を併せて公表するよう努めなければならない。

(法対象事業に係る公聴会の開催に係る公告)

第37条 条例第49条第2項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 第35条第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 条例第49条第3項に規定する届出の期限
- (3) 条例第49条第1項本文に規定する公聴会（第40条及び第41条において「公聴会」という。）において意見を述べることができる者（第39条及び第41条第1項において「公述人」という。）の人数

(法対象事業に係る意見の陳述の届出)

第38条 条例第49条第3項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 法対象事業の名称
- (3) 条例第49条第3項に規定する意見の概要

(法対象事業に係る公述人の選定)

第39条 市長は、法第16条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日後速やかに、前条の届出者のうちから公述人を選定し、その旨を文書により公述人に通知しなければならない。

(法対象事業に係る公聴会の主宰)

第40条 公聴会は、市長が指名する職員が主宰する。

(法対象事業に係る公聴会における意見の陳述の制限及び秩序の維持)

第41条 前条の規定により公聴会を主宰する者(次項において「主宰者」という。)は、公述人が公聴会に係る事案の範囲を超えて陳述し、又は陳述しようとするとき、その他議事を整理するため必要があると認めるときは、その者に対し、その陳述を制限し、又は禁止することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、公聴会の秩序を維持するため、当該公聴会を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し、退場を命じる等必要な措置を採ることができる。

(供用後事後調査計画書の縦覧に係る公告)

第42条 条例第50条第4項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 第35条第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 供用後事後調査計画書の縦覧の場所、期間及び時間
- (3) 供用後事後調査計画書が掲載されるホームページのホームページアドレス

(インターネットを利用した供用後事後調査計画書の公表)

第43条 条例第50条第4項の規定によるインターネットを利用した公表は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 供用後事後調査計画書を本市のホームページに掲載すること。
- (2) 移行事業者が供用後事後調査計画書を掲載したホームページのホームページアドレスを本市のホームページに掲載すること。

(供用後事後調査の結果を記載した報告書の縦覧に係る公告)

第44条 条例第51条第4項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 第35条第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 条例第51条第2項に規定する報告書(以下この条及び次条において「報告書」という。)の縦覧の場所、期間及び時間
- (3) 報告書が掲載されるホームページのホームページアドレス

(インターネットを利用した報告書の公表)

第45条 条例第51条第4項の規定によるインターネットを利用した公表は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 報告書を本市のホームページに掲載すること。
- (2) 移行事業者が報告書を掲載したホームページのホームページアドレスを本市のホー

ムページに掲載すること。

第7章を第8章とする。

第20条を削る。

第19条各号列記以外の部分中「第33条第2項」を「第42条第2項」に改め、「の各号」を削り、同条第1号中「第3条第1号」を「第9条第1号」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 事後調査計画書が掲載されるホームページのホームページアドレス

第19条を第29条とし、第6章中同条の次に次の3条を加える。

(インターネットを利用した事後調査計画書の公表)

第30条 条例第42条第2項の規定によるインターネットを利用した公表は、次のいずれかの方法により行うものとする。

(1) 事後調査計画書を本市のホームページに掲載すること。

(2) 第1類事業者が事後調査計画書を掲載したホームページのホームページアドレスを本市のホームページに掲載すること。

(事後調査報告書の縦覧に係る公告)

第31条 条例第43条第4項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 第9条第1号から第3号までに掲げる事項

(2) 条例第43条第2項に規定する報告書（以下「事後調査報告書」という。）の縦覧の場所、期間及び時間

(3) 事後調査報告書が掲載されるホームページのホームページアドレス

(インターネットを利用した事後調査報告書の公表)

第32条 条例第43条第4項の規定によるインターネットを利用した公表は、次のいずれかの方法により行うものとする。

(1) 事後調査報告書を本市のホームページに掲載すること。

(2) 第1類事業者が事後調査報告書を掲載したホームページのホームページアドレスを本市のホームページに掲載すること。

第18条各号列記以外の部分中「第30条第1項」を「第39条第1項」に改め、同条を第28条とする。

第17条の見出し中「事前配慮」を「計画段階環境配慮」に改め、同条各号列記以外の部分中「第28条第2項」を「第37条第2項」に、「一」を「いずれか」に改め、同条

第1号中「第10条第1項」を「第18条第1項」に改め、同条第3号中「増加するもの」の右に「又はエネルギー（エネルギーの使用の合理化に関する法律第2条第1項に規定するエネルギーをいう。）の使用の合理化を目的として設備を変更するもの」を加え、「第10条第1項」を「第18条第1項」に改め、同条を第27条とする。

第6章を第7章とする。

第16条中「第14条」を「第23条」に、「第26条ただし書」を「第35条ただし書」に改め、第5章中同条を第26条とする。

第5章を第6章とする。

第15条各号列記以外の部分中「第25条」を「第34条第1項」に改め、「の各号」を削り、同条第1号中「第3条第1号」を「第9条第1号」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 評価書及び評価書要約書が掲載されるホームページのホームページアドレス
第15条を第24条とし、第4章中同条の次に次の1条を加える。

(インターネットを利用した評価書の公表)

第25条 条例第34条第1項の規定によるインターネットを利用した公表は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 評価書及び評価書要約書を本市のホームページに掲載すること。
- (2) 第1類事業者が評価書及び評価書要約書を掲載したホームページのホームページアドレスを本市のホームページに掲載すること。

第14条の見出し中「事前配慮」を「計画段階環境配慮」に改め、同条各号列記以外の部分中「第24条第1項第1号」を「第33条第1項第1号」に、「一」を「いずれか」に改め、同条第1号及び第3号中「第10条第1項」を「第18条第1項」に改め、同条を第23条とする。

第4章を第5章とする。

第13条第1項中「以下」を「次項において」に改め、第3章中同条を第22条とする。

第12条を第21条とする。

第11条中「第17条」を「第26条第1項」に、「、公述人を」を「公述人を」に改め、同条を第20条とする。

第10条各号列記以外の部分中「第21条第3項」を「第30条第3項」に改め、「の各号」を削り、同条第3号中「第21条第1項」を「第30条第1項」に改め、同条を第

19条とする。

第9条各号列記以外の部分中「第21条第2項」を「第30条第2項」に改め、「の各号」を削り、同条第1号中「第3条第1号」を「第9条第1号」に改め、同条第2号中「第21条第3項」を「第30条第3項」に改め、同条第3号中「公聴会」を「条例第30条第1項に規定する公聴会（第21条及び第22条において「公聴会」という。）」に、「以下」を「第20条及び第22条第1項において」に改め、同条を第18条とする。

第8条の見出し中「説明会」を「準備書説明会」に改め、同条各号列記以外の部分中「第18条第3項」を「第27条第3項」に、「事業者」を「第1類事業者」に改め、「の各号」を削り、同条第1号中「説明会」を「準備書説明会」に改め、同条第2号中「事業者」を「第1類事業者」に、「説明会の」を「準備書説明会の」に、「よって説明会」を「より準備書説明会」に改め、同条を第17条とする。

第7条の見出し中「説明会」を「準備書説明会」に改め、同条中「第18条第2項」を「第27条第2項」に、「説明会」を「準備書説明会」に、「関係地域内」を「準備書関係地域内」に、「よって」を「より」に改め、同条を第16条とする。

第6条各号列記以外の部分中「第17条」を「第26条第1項」に改め、「の各号」を削り、同条第1号中「第3条第1号」を「第9条第1号」に改め、同条第2号中「関係地域」を「準備書関係地域」に改め、同条第4号中「第19条第1項」を「第28条第1項」に改め、同条を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 準備書及び準備書要約書が掲載されるホームページのホームページアドレス

第6条を第14条とし、同条の次に次の1条を加える。

(インターネットを利用した準備書の公表)

第15条 条例第26条第1項の規定によるインターネットを利用した公表は、次のいずれかの方法により行うものとする。

(1) 準備書及び準備書要約書を本市のホームページに掲載すること。

(2) 第1類事業者が準備書及び準備書要約書を掲載したホームページのホームページアドレスを本市のホームページに掲載すること。

第3章を第4章とする。

第5条各号列記以外の部分中「第13条第3項」を「第22条第3項」に改め、「の各号」を削り、同条第1号中「第3条第1号」を「第9条第1号」に改め、同条第2号中「条例第12条に規定する書類及び」を削り、「第13条第1項」を「第22条第1項」に改

め、第2章中同条を第13条とする。

第4条を削る。

第3条各号列記以外の部分中「第10条第1項」を「第18条第1項」に改め、「の各号」を削り、同条第4号中「第10条第1項の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」を「第18条第1項の方法書関係地域」に改め、同条第6号中「第11条第1項」を「第20条第1項」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 方法書が掲載されるホームページのホームページアドレス

第3条を第9条とし、同条の次に次の3条を加える。

(インターネットを利用した方法書の公表)

第10条 条例第18条第1項の規定によるインターネットを利用した公表は、次のいずれかの方法により行うものとする。

(1) 方法書を本市のホームページに掲載すること。

(2) 第1類事業者が方法書を掲載したホームページのホームページアドレスを本市のホームページに掲載すること。

(方法書説明会の開催の公示)

第11条 条例第19条第2項の規定による説明会の開催の公示は、方法書関係地域内の適当な場所における掲示その他の適当な方法により行うものとする。

(方法書説明会の開催を要しない事由)

第12条 条例第19条第3項に規定する第1類事業者の責めに帰することができない事由であつて別に定めるものは、次に掲げる事由とする。

(1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。

(2) 第1類事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることにより方法書説明会を円滑に開催することができないことが明らかであること。

第2章を第3章とし、第1章の次に次の1章を加える。

第2章 方法書の作成前の手続

(配慮書案の縦覧に係る公告)

第3条 条例第9条第1項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の

所在地)

- (2) 対象事業の計画の名称, 種類及び規模
- (3) 事業実施想定区域
- (4) 配慮書案の縦覧の場所, 期間及び時間
- (5) 配慮書案が掲載されるホームページのホームページアドレス (使用する自動公衆送信装置 (著作権法第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。) のうちその用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字, 番号, 記号その他の符号又はこれらの結合であって, 情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することにより当該情報の内容を閲覧することができるものをいう。以下同じ。)
- (6) 条例第11条第1項に規定する意見書の提出期限
(インターネットを利用した配慮書案の公表)

第4条 条例第9条第1項の規定によるインターネットを利用した公表は, 次のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 配慮書案を本市のホームページに掲載すること。
- (2) 事業者が配慮書案を掲載したホームページのホームページアドレスを本市のホームページに掲載すること。

(配慮書案説明措置)

第5条 条例第10条第1項に規定する別に定める必要な措置は, 次に掲げるものとする。

- (1) ビラ, パンフレットその他これらに類する印刷物の配布その他の適当な方法により, 事業実施想定区域内において, 配慮書案の記載事項を周知すること。
- (2) 配慮書案の記載事項に関する意見の募集をすること。
- (3) 条例第9条第1項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に, 前号の意見に対する第1類事業者の見解をインターネットを利用して公表すること。

2 条例第10条第2項の規定による配慮書案説明措置の内容の公示は, 対象事業の事業実施想定区域内の適当な場所における掲示その他の適当な方法により行うものとする。

(配慮書案についての意見に対する見解書等の縦覧に係る公告)

第6条 条例第13条第3項に規定する別に定める事項は, 次に掲げるものとする。

- (1) 第3条第1号から第3号までに掲げる事項

- (2) 条例第13条第1項に規定する書面の縦覧の場所、期間及び時間
(配慮書の縦覧に係る公告)

第7条 条例第15条第1項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 第3条第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 配慮書の縦覧の場所、期間及び時間
- (3) 配慮書が掲載されるホームページのホームページアドレス
(インターネットを利用した配慮書の公表)

第8条 条例第15条第1項の規定によるインターネットを利用した公表は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 配慮書を本市のホームページに掲載すること。
- (2) 事業者が配慮書を掲載したホームページのホームページアドレスを本市のホームページに掲載すること。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

事	業	第1類事業の要件	第2類事業の要件
(1)	条例別表第1号に掲げる事業	<p>(1) 高速自動車国道法第4条第1項の高速自動車国道，独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に規定する阪神高速道路又は道路整備特別措置法第12条第1項に規定する指定都市高速道路（以下「高速道路等」という。）の新設の事業</p>	
		<p>(2) 高速道路等の改築の事業であって，車線（道路構造令第2条第7号の登坂車線，同条第8号の屈折車線及び同条第9号の変速車線を除く。以下同じ。）の数の増加を伴うもの（車線の数の増加に係る部分の長さが1キロメートル以上であるものに限る。）</p>	
		<p>(3) 道路法第2条第1項に規定する道路（高速道路等を除く。以下「道路法上の道路」という。）の新設の事業（車線の数が4以上であり，かつ，長さが3キロメートル以上である道路を設けるものに限る。）</p>	<p>道路法上の道路の新設の事業（車線の数が4以上であり，かつ，長さが1.5キロメートル以上である道路を設けるものに限る。）</p>

<p>(4) 道路法上の道路の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線の数を増加させ、又は新たに道路を設けるもの（車線の数が増加に係る部分（改築後の車線の数が増加するものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線の数が増加するものに限る。）の長さの合計が3キロメートル以上であるものに限る。）</p>	<p>道路法上の道路の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線の数を増加させ、又は新たに道路を設けるもの（車線の数が増加に係る部分（改築後の車線の数が増加するものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線の数が増加するものに限る。）の長さの合計が1.5キロメートル以上であるものに限る。）</p>
<p>(5) 道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路（以下「道交法上の道路」という。）の新設の事業であって、道路の全部又は一部が特定山間地域内にあり、又は特定山間地域に接するもの（幅員が5メートル以上であり、かつ、長さが10キロメートル以上である道路を設けるものに限る。）</p>	<p>道交法上の道路の新設の事業であって、道路の全部又は一部が特定山間地域内にあり、又は特定山間地域に接するもの（幅員が5メートル以上であり、かつ、長さが5キロメートル以上である道路を設けるものに限る。）</p>
<p>(6) 道交法上の道路の改築の事業であって、道路の全部又は一部が特定山間地域内にあり、又は特定山間地域に接するもの（道路の幅員の拡張で、</p>	<p>道交法上の道路の改築の事業であって、道路の全部又は一部が特定山間地域内にあり、又は特定山間地域に接するもの（道路の幅員の拡張で、拡張後の道路</p>

		<p>拡張後の道路の幅員が5メートル以上となるものであり、かつ、当該拡張に係る部分の長さが10キロメートル以上であるものに限る。)</p>	<p>の幅員が5メートル以上となるものであり、かつ、当該拡張に係る部分の長さが5キロメートル以上であるものに限る。)</p>
(2)	<p>条例別表第2号に掲げる事業</p>	<p>(1) 河川管理施設等構造令第2条第2号のサーチャージ水位（サーチャージ水位がないダムにあつては、同条第1号の常時満水位）における貯水池の区域（以下「貯水区域」という。）の面積（以下「貯水面積」という。）が20ヘクタール以上であるダムの新築の事業</p>	
		<p>(2) 計画^{たん}湛^{せき}水位（堰の新築又は改築に関する計画において非洪水時に堰によりたたえることとした流水の最高の水位で堰の直上流部におけるものをいう。）における^{たん}湛水区域の面積（以下「^{たん}湛水面積」という。）が20ヘクタール以上である^{せき}堰の新築の事業</p>	
		<p>(3) 改築後の^{たん}湛水面積が20ヘクタール以上であり、かつ、^{たん}湛水面積が10ヘクタール以上増加することとなる^{せき}堰の改築</p>	

		の事業	
		(4) 20ヘクタール以上の面積の土地の形状を変更する放水路の新築の事業	
(3)	条例別表第3号に掲げる事業	(1) 鉄道事業法による鉄道（以下「鉄道」という。）又は軌道法による新設軌道（以下「新設軌道」という。）の建設の事業	
		(2) 鉄道に係る鉄道施設又は新設軌道に係る線路の改良（本線路の増設（一の停車場に係るものを除く。）又は地下移設、高架移設その他の移設（改良に係る部分の長さが2キロメートル以上であるもの又は連続立体交差化（鉄道又は新設軌道（以下「鉄道等」という。）と幹線道路（道路法第3条第2号に規定する一般国道及び同条第3号に規定する都道府県道並びに都市計画法により都市計画に定められた道路をいう。以下同じ。）とが2箇所以上において交差し、かつ、その交差する両端の幹線道路の中心線と鉄道等の中心線との交点の間の水平	鉄道に係る鉄道施設又は新設軌道に係る線路の地下移設、高架移設その他の移設（改良に係る部分の長さが1キロメートル以上であるものに限る。）の事業

		<p>距離が350メートル以上である鉄道等の区間について、鉄道等と道路とを同時に3箇所以上において立体交差させ、かつ、2箇所以上の踏切道を除却することを目的として、施工基面を沿線の地表面から離隔して、既設線に相応する鉄道等を建設することをいう。)に係るものに限る。)に限る。)の事業</p>	
(4)	<p>条例別表第4号に掲げる事業</p>	<p>都市公園法第2条第1項に規定する都市公園の設置の事業（当該都市公園の区域の面積が20ヘクタール（当該区域の全部又は一部が特定地域内にある場合にあっては、10ヘクタール）以上であるものに限る。ただし、土地の形状の変更を行う面積が2ヘクタール未満であるものを除く。）</p>	<p>都市公園法第2条第1項に規定する都市公園の設置の事業（当該都市公園の区域の面積が5ヘクタール（当該区域の全部又は一部が特定山間地域内にあるものに限る。）以上であるものに限る。ただし、土地の形状の変更を行う面積が1ヘクタール未満であるものを除く。）</p>
(5)	<p>条例別表第5号に掲げる事業</p>	<p>(1) 陸上飛行場又は陸上ヘリポートの設置の事業</p>	
		<p>(2) 滑走路の新設を伴う陸上飛行場又は陸上ヘリポート及びそれらの施設の変更の事業</p>	
		<p>(3) 滑走路の延長を伴う陸上飛</p>	

		行場及びその施設の変更の事業（滑走路を200メートル以上延長するものに限る。）	
(6)	条例別表第6号に掲げる事業	(1) 下水道法第2条第6号に規定する終末処理場（以下「終末処理場」という。）の設置の事業（敷地面積が10ヘクタール以上であるもの又は計画処理人口が50,000人以上であるものに限る。）	終末処理場の設置の事業（計画処理人口が5,000人以上であるものに限る。）
		(2) 終末処理場の改築の事業（当該事業との一体性が明らかである不充足事業（終末処理場の改築に係るものに限る。）がある場合にあつては、当該不充足事業を含む。）であつて、敷地面積が10ヘクタール以上増加するもの	
		(3) 終末処理場の改築の事業（計画処理人口が50,000人以上増加するものに限る。）	終末処理場の改築の事業（計画処理人口が5,000人以上増加するものに限る。）
(7)	条例別表第7号に掲げる事業	工場立地法第6条第1項に規定する特定工場の新設の事業（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第2条第2項第2号に規定する排出ガス量（以下「排出ガス量」とい	

		う。)が40,000立方メートル以上であるもの又は同令第3条第2項第2号に規定する排出水量(以下「排出水量」という。)が7,500立方メートル以上であるものに限る。)	
(8)	条例別表第8号に掲げる事業	建築基準法第2条第1号に規定する建築物(以下「建築物」という。)の新築の事業(建築物の延べ面積が50,000平方メートル以上であり、かつ、建築物の高さが31メートルを超えるものに限る。)	建築物の新築の事業(建築物の延べ面積(住宅の用に供する部分の面積を除く。)が2,000平方メートル以上であり、かつ、本市が実施し、又は本市が所有する土地において実施されるものに限る。)
(9)	条例別表第9号に掲げる事業	(1) 出力が50,000キロワット以上である火力発電所の設置の工事業	
		(2) 出力が50,000キロワット以上である発電設備の新設を伴う火力発電所の変更の工事業	
		(3) 出力が1,500キロワット以上である風力発電所の設置の工事業(当該事業との一体性が明らかである不充足事業(風力発電所の設置又は変更に係るものに限る。))がある場合にあつては、当該不充足事業を含む。)	

		(4) 出力が1,500キロワット以上である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業（当該事業との一体性が明らかである不充足事業（風力発電所の設置又は変更に係るものに限る。）がある場合にあっては、当該不充足事業を含む。）	
(10)	条例別表第10号に掲げる事業	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）第8条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設（以下「一般廃棄物焼却施設」という。）の設置の事業（1時間当たりの処理能力が4トン以上であるものに限る。）	廃掃法第8条第1項に規定するごみ処理施設の設置の事業
		(2) 一般廃棄物焼却施設の規模の変更の事業（1時間当たりの処理能力が4トン以上増加するものに限る。）	
		(3) 廃掃法第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場（以下「一般廃棄物最終処分場」という。）の設置の事業（当該事業との一体性が明らかである不充足事業（一般廃	一般廃棄物最終処分場の設置の事業

棄物最終処分場の設置又は規模の変更に係るものに限る。)がある場合にあつては、当該不充足事業を含む。)であつて、埋立処分の用に供される場所(以下「埋立処分場所」という。)の面積が5ヘクタール以上であるもの

(4) 一般廃棄物最終処分場の規模の変更の事業(当該事業との一体性が明らかである不充足事業(一般廃棄物最終処分場の設置又は規模の変更に係るものに限る。)がある場合にあつては、当該不充足事業を含む。)であつて、埋立処分場所の面積が5ヘクタール以上増加するもの

(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「廃掃法施行令」という。)第7条第1号から第13号の2までに規定する産業廃棄物の処理施設(以下「産業廃棄物中間処理施設」という。)の設置の事業(当該事業との一体性が明らかである不充足事業(産業廃棄物中間処理施設の

設置又は規模の変更に係るものに限る。)がある場合にあっては、当該不充足事業を含む。)であって、敷地面積が9,000平方メートル以上であるもの又は建築物の建築面積の合計が3,000平方メートル以上であるもの

(6) 産業廃棄物中間処理施設の規模の変更の事業(当該事業との一体性が明らかである不充足事業(産業廃棄物中間処理施設の設置又は規模の変更に係るものに限る。)がある場合にあっては、当該不充足事業を含む。)であって、敷地面積が9,000平方メートル以上増加するもの又は建築物の建築面積の合計が3,000平方メートル以上増加するもの

(7) 産業廃棄物中間処理施設(焼却施設に限る。)の設置の事業(1時間当たりの処理能力が4トン以上であるものに限る。)

(8) 産業廃棄物中間処理施設(焼却施設に限る。)の規模

		<p>の変更の事業（1時間当たりの処理能力が4トン以上増加するものに限る。）</p>	
		<p>(9) 廃掃法施行令第7条第14号に規定する産業廃棄物の最終処分場（以下「産業廃棄物最終処分場」という。）の設置の事業（当該事業との一体性が明らかである不充足事業（産業廃棄物最終処分場の設置又は規模の変更に係るものに限る。）がある場合にあつては、当該不充足事業を含む。）であつて、埋立処分場所の面積が5ヘクタール以上であるもの</p>	
		<p>(10) 産業廃棄物最終処分場の規模の変更の事業（当該事業との一体性が明らかである不充足事業（産業廃棄物最終処分場の設置又は規模の変更に係るものに限る。）がある場合にあつては、当該不充足事業を含む。）であつて、埋立処分場所の面積が5ヘクタール以上増加するもの</p>	
(11)	<p>条例別表第11号に掲</p>	<p>土地改良法第2条第2項第3号に規定する農用地の造成の事業</p>	<p>土地改良法第2条第2項第3号に規定する農用地の造成の事業</p>

	げる事業	(同法第5条第4項に規定する農用地造成地域の面積が20ヘクタール(当該地域の全部又は一部が特定地域内にある場合にあっては、10ヘクタール)以上であるものに限る。)	(同法第5条第4項に規定する農用地造成地域の面積が4ヘクタール以上であるものに限る。)
(12)	条例別表第12号に掲げる事業	土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業である事業(都市計画法の規定により都市計画に定められ、かつ、施行区域の面積が50ヘクタール以上であるものに限る。)	土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業である事業(都市計画法の規定により都市計画に定められ、かつ、施行区域の面積が25ヘクタール以上であるものに限る。)
(13)	条例別表第13号に掲げる事業	新住宅市街地開発法第2条第1項に規定する新住宅市街地開発事業である事業(施行区域の面積が20ヘクタール(当該区域の全部又は一部が特定地域内にある場合にあっては、10ヘクタール)以上であるものに限る。)	新住宅市街地開発法第2条第1項に規定する新住宅市街地開発事業である事業(施行区域の面積が4ヘクタール以上であるものに限る。)
(14)	条例別表第14号に掲げる事業	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第2条第4項に規定する工業団地造成事業である事業(施行区域の面積が10ヘクタール以上であるものに限る。)	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第2条第4項に規定する工業団地造成事業である事業(施行区域の面積が4ヘクタール以上であるものに限る。)
(15)	条例別表第15号に掲	新都市基盤整備法第2条第1項に規定する新都市基盤整備事業	新都市基盤整備法第2条第1項に規定する新都市基盤整備事業

	げる事業	である事業（施行区域の面積が20ヘクタール（当該区域の全部又は一部が特定地域内にある場合にあつては、10ヘクタール）以上であるものに限る。）	である事業（施行区域の面積が4ヘクタール以上であるものに限る。）
(16)	条例別表第16号に掲げる事業	流通業務市街地の整備に関する法律第2条第2項に規定する流通業務団地造成事業である事業（施行区域の面積が10ヘクタール以上であるものに限る。）	流通業務市街地の整備に関する法律第2条第2項に規定する流通業務団地造成事業である事業（施行区域の面積が4ヘクタール以上であるものに限る。）
(17)	条例別表第17号に掲げる事業	(1) 工場立地法第4条第1項第3号イに規定する工業団地の用に供する一団の土地の造成の事業（造成に係る土地の面積が10ヘクタール以上であるものに限る。）	工場立地法第4条第1項第3号イに規定する工業団地の用に供する一団の土地の造成の事業（造成に係る土地の面積が4ヘクタール以上であるものに限る。）
		(2) 前号に掲げるもののほか、都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を伴う事業（当該事業との一体性が明らかである不充足事業（同項に規定する開発行為を伴うものに限る。）がある場合にあつては、当該不充足事業を含む。）であつて、同条第13項に規定する開発区域の面積が16ヘクタール（当該区域の全部又は一部が特定地域内	前号に掲げるもののほか、都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を伴う事業（同条第13項に規定する開発区域の面積が4ヘクタール以上であるもの（土地の形状の変更を行う面積が1ヘクタール未満であるものを除く。）に限る。）

		にある場合にあつては、8ヘクタール)以上であるもの(土地の形状の変更を行う面積が2ヘクタール未満であるものを除く。)	
(18)	条例別表第18号に掲げる事業	鉱業法第3条に規定する鉱物の掘採又は採石法第2条に規定する岩石、砂利採取法第2条に規定する砂利若しくは土の採取の事業(これらの用に供する区域(以下「掘採等の区域」という。)の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。)	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第7項第1号から第3号までに掲げる行為(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第38条各号に掲げる行為に該当するものを除く。)を伴う事業(第2条第3項の規定により市長が告示する地域において実施されるものに限る。)

備考1 「特定山間地域」とは、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第6条第1項の規定により定められた歴史的風土特別保存地区、都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域以外の区域、都市緑地法第12条第1項の規定により定められた特別緑地保全地区又は京都市自然風景保全条例第7条第1項の規定により指定された自然風景保全地区をいう。

2 「特定地域」とは、次のいずれかに該当する地域をいう。

- (1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区
- (2) 文化財保護法第109条第1項の規定により指定された史跡、名勝若しくは天然記念物の指定地域又は同法第143条第1項の規定により定められた伝統的建造物群保存地区
- (3) 京都府文化財保護条例第43条第1項の規定により指定された京都府指定史跡、京都府指定名勝若しくは京都府指定天然記念物の指定地域又は同条例第53条第1項の規定により決定された文化財環境保全地区
- (4) 京都市文化財保護条例第36条第1項の規定により指定された京都市指定史跡、京都市指定名勝若しくは京都市指定天然記念物の指定地域又は同条例第43条第1項の規定により指定された文化財環境保全地区
- (5) 自然公園法第5条第1項の規定により指定された国立公園又は同条第2項の規定により指定された国定公園の区域
- (6) 京都府立自然公園条例第4条第1項の規定により指定された京都府立自然公園の区域
- (7) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第4条第1項の規定により指定された歴史的風土保存区域又は同法第6条第1項の規定により定められた歴史的風土特別保存地区
- (8) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第5条第1項の規定により指定された近郊緑地保全区域
- (9) 都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域以外の区域、同法第7条の規定により定められた市街化調整区域又は同法第8条第1項の規定により定められた風致地区
- (10) 京都市市街地景観整備条例第2条第4号に規定する建造物修景地区
- (11) 京都市自然風景保全条例第7条第1項の規定により指定された自然風景保全地区
- (12) 自然環境保全法第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域又は同法第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域
- (13) 京都府環境を守り育てる条例第73条第1項の規定により指定された京都府自然環境保全地域又は同条例第81条第1項の規定により指定された京都

府歴史的な自然環境保全地域

(14) 都市緑地法第12条第1項の規定により定められた特別緑地保全地区

(15) 景観法第61条第1項の規定により定められた景観地区

3 「住宅」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第2条第1項で規定する住宅をいう。

4 「不充足事業」とは、平成25年4月1日以降に工事に着手する事業で、その規模がこの表の左欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる要件を基準として別に定める要件に該当しないものをいう。

別表第2中「第14条関係」を「第23条関係」に改め、同表(9)の項中「又は40,000立方メートル」を「かつ、排出ガス量の増加分が40,000立方メートル」に、「又は7,500立方メートル」を「かつ、排出水量の増加分が7,500立方メートル」に改め、同表(13)の項中「第7号又は第8号」を「第9号又は第10号」に改め、同表(14)の項中「又は第6号」を「から第8号まで」に、「又は9,000平方メートル」を「かつ、増加する部分の敷地面積が9,000平方メートル」に、「又は3,000平方メートル」を「かつ、増加する部分の建築面積が3,000平方メートル」に、

「

1日当たりの処理能力又は1時間当たりの処理能力	1日当たりの処理能力及び1時間当たりの処理能力が20パーセント以上増加せず、又は1時間当たりの処理能力が4トン以上とならないこと(焼却施設に限る。)
-------------------------	--

を

」

「

1日当たりの処理能力	1日当たりの処理能力が20パーセント以上増加しないこと(焼却施設に限る。)
1時間当たりの処理能力	1時間当たりの処理能力が20パーセント以上増加せず、かつ、増加分が4トン以上とならないこと(焼却施設に限る。)

に改め、

」

同表（15）の項から（17）の項までの規定中「かつ、」の右に「増加する部分の面積が」を加え、同表（18）の項中「5ヘクタール」を「増加する部分の面積が4ヘクタール」に改め、同表（19）の項中「かつ、」の右に「増加する部分の面積が」を加える。

別表第3中「第17条関係」を「第27条関係」に改め、同表（9）の項中「又は40,000立方メートル」を「かつ、排出ガス量の増加分が40,000立方メートル」に、「又は7,500立方メートル」を「かつ、排出水量の増加分が7,500立方メートル」に改め、同表（13）の項中「第7号又は第8号」を「第9号又は第10号」に改め、同表（14）の項中「又は第6号」を「から第8号まで」に、「又は9,000平方メートル」を「かつ、増加する部分の敷地面積が9,000平方メートル」に、「又は3,000平方メートル」を「かつ、増加する部分の建築面積が3,000平方メートル」に、

「

1日当たりの処理能力又は1時間当たりの処理能力	1日当たりの処理能力及び1時間当たりの処理能力が10パーセント以上増加せず、又は1時間当たりの処理能力が4トン以上とにならないこと（焼却施設に限る。）。
-------------------------	--

を

」

「

1日当たりの処理能力	1日当たりの処理能力が10パーセント以上増加しないこと（焼却施設に限る。）。
1時間当たりの処理能力	1時間当たりの処理能力が10パーセント以上増加せず、かつ、増加分が4トン以上とにならないこと（焼却施設に限る。）。

に改め、

」

同表（15）の項中「かつ、」の右に「増加する部分の面積が」を加え、同表（16）の項及び（17）の項の規定中「かつ、」の右に「増加する部分の面積が」を加え、「、又は」を「、かつ、増加する部分の面積が」に改め、同表（18）の項中「5ヘクタール」を「増加する部分の面積が4ヘクタール」に、「、又は」を「、かつ、増加する部分の面積が」に改め、同表（19）の項中「かつ、」の右に「増加する部分の面積が」を加える。

別記様式中「第29条関係」を「第52条関係」に、「第44条第1項」を「第55条

第1項又は第64条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(環境政策局環境企画部環境管理課)